

## 第22回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和3年2月2日(火) 午後1時45分～午後2時50分

2、開催場所 鹿島市役所 5階大会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

### 5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 3番 中村 正信 委員 4番 木下 英春 委員

②第2 報告第 47号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
議案第 102号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
議案第 103号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
について

### 6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	書 記	吉田 範昭
局長補佐	高田 浩平	書 記	峰松 一実
書 記	植松 優太		

### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

### ◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
東三河内・西三河内・中川内・早ノ瀬・ 大野・広平	熊谷 勉
中尾・上古枝・竹ノ木庭・平仁田	山口 敏春

## 7. 会議の概要

事務局	<p>それでは第 22 回鹿島市農業委員会定例総会を行いますが、本日は市長への意見書提出にご協力いただきありがとうございました。全員そろって提出することができました。</p> <p>それでは本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全委員の出席を確認。)本日の出席は12名であります。次に議事録署名人の指名をします。3番中村委員と4番木下委員にお願いいたします。</p> <p>審議に入ります前に、議事進行について、いつもの注意を4点ほどいたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関するのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。審議に入りましてからの私語はこれをきつく禁止といたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があつて、これを審議・採決するときは、特に指示を致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがございますので、ご注意をお願い致します。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力をお願いします。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。さきほどは、以前からお願いしていたように農業者の方々と意見交換したことに基づき意見書を取りまとめて市長へ提出したところです。皆様にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>早いもので2月でプロ野球もキャンプインしたようですが、無観客ですが、コロナの影響でそのようなことになっていますが、これは我々の一次産業を守るという農業委員会についても色々な影響がでており、心配しているところです。農業委員会でも色々な対応を整えていきたいと思っております。</p> <p>皆様おつなぎしていけないことが、意見書の中でも言っていますが、「○○地区での放牧事業の用地確保について価格もほぼ決まって交渉している状況になっています。○○委員や○○委員にも協力いただき、○○区の関係者から協力いただくことができました。優良農地を A ランクで 10a 当り○○万円、中間の管理されている農地を B ランクで○○万円、荒れている農地を C ランクで○○万円としており、当初購入された○○万円を上回る価格で購入するようにしています。○○地区の方には了解いただき、昨日、○○地区、明日は○○地区に進めていきたいと思っています。」今月の 19 日までに手続きを締め切って3月の総会に諮るようにしたいと思っています。ただ、担保に入っていたり、今の人には名義変更がされていない例もあり、長くなる例もあり、そのような譲渡できない場合には、使用貸借による手続きにより4月には事業を開始していきたいと思っています。いずれにしても皆さんのご理解を得て進めて、更にはこれをきっかけとして荒れた土地が解消されなければと思います。</p> <p>また、ソバについても○○委員に努力いただいていますが、ひとつひとつ皆さんと協力して、担当地区の農地が荒れないようにしていきたいと思います。</p> <p>公社のほうも手数料についても話をしており、○○地区の分については公社からも来てもらい書類の手続きを進めてもらいました。一部の農地以外も含めて取り組んでもらいました。これから市議会へも説明をしていきますので、皆様方も協力をしていただきたいと思っています。</p> <p>本日の議案件数は少ないので、早めに終了できるようにしたいと思います。そでは審議に入っていきます。</p> <p>報告第 47 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について」事務局から説明させます。</p>

事務局	総会議案・説明資料の1頁から3頁をご覧ください。報告第47号について説明します。記載のとおり9件です。合計20筆で面積が20,396m <sup>2</sup> です。内訳は田のみで、畑はありません。 解約事由は双方合意による借人変更が5件、借人からの申し出のためが3件、農地法第5条申請のためが1件です。なお、借人変更となっている1番、4番、7番、8番については新たな借人が決まっており、第103号の議案にあがっています。5番については5筆中3筆は自作への変更で、2筆は新たな借人の話が進んでいることです。借人からの申出の3件は借人を探している状況です。農地法第5条申請のための9番は第102号議案にあがっています。以上で報告第47号の説明を終わります。
議長	解約報告について、事務局からの説明をさせましたが、皆さんから何か意見はありますか。よろしいですか。 (はい、という声あり。) 特にないようですので、これで報告第47号を終わります。 それでは、議案第102号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」について、事務局から説明させます。
事務局	総会議案・説明資料の4頁をご覧ください。番号1について説明します。位置図の1頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇で、位置は〇〇公民館の西側です。登記地目・現況地目共に畠で登記面積は10m <sup>2</sup> です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん、62歳、団体職員です。譲渡人は〇〇〇〇さん、69歳、農業です。転用の目的は進入路拡幅です。概要は進入路10m <sup>2</sup> で、農地区分は2種農地です。周囲の状況は東と西は宅地、南は道路を経て宅地、北は畠で譲渡人の農地からの分筆です。備考欄記載のとおり関係機関との協議はされ条件はありませんが、始末書が提出されています。説明は以上です。
議長	2番も併せて説明させます。
事務局	2番について説明します。説明資料は3頁、位置図は1頁です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇と〇〇番地〇で、登記地目・現況地目は2筆とも畠で、登記面積はそれぞれ10m <sup>2</sup> 、9.93m <sup>2</sup> です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん、78歳、農業で、譲渡人は1番と同じです。転用の目的は1番と同様、進入路拡幅で、概要は進入路19.93m <sup>2</sup> で、農地区分は2種農地です。周囲の状況は東は道路、西は宅地、南は畠で譲渡人の農地からの分筆で、北は宅地です。備考欄記載のとおり関係機関との協議はされ条件はありません。説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	それでは担当委員の報告をお願いします。
担当委員	事務局からの説明のとおりですが、〇〇さんは元は海苔をされていて海苔小屋を壊して農業小屋を作る際に道幅が狭いことから拡幅されました。裏手についても同様の理由です。以上です。よろしくお願いします。
議長	同じ地区で隣接なので1番と2番を併せて審議します。皆さんから何かありますか。 現地を見ても道幅は狭くて拡幅が必要だったと思います。 採決を取ります。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	採決されました。 2番について賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	採決されました。 3番について、事務局から説明させます。
事務局	3番について説明します。位置図は2頁です。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地、

	○○番地、○○番地で、地目は田で、面積はそれぞれ 594 m <sup>2</sup> 、803 m <sup>2</sup> 、320 m <sup>2</sup> で合計 1,717 m <sup>2</sup> です。譲受人は○○区の○○経営の○○○○○さん、譲渡人はお二人で○○区の○○○○○さん、61 歳、○○業と○○区の○○○○○さん、82 歳、農業です。転用目的は露天駐車場及び園庭で、概要は 28 台分の駐車場、462 m <sup>2</sup> 、園庭 412.50 m <sup>2</sup> 、進入路ほかが 842.50 m <sup>2</sup> で、農地区分は 1 種農地です。ここは昨年 4 月の農業委員会で農振除外の審議を行っています。周囲の状況は東と北は水路を経て道路、西は水路を経て宅地、南は道路を経て農地となっており、備考欄に記載のとおり関係機関との協議がされており条件はなしです。また、公有水面占用許可申請もされており、北東部から進入のための橋を架けられることになっています。本日、配布した説明資料もご覧ください。説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請人の駐車場が狭く、農道に路上駐車されている状況から今回申請地を求められることになりました。駐車場は○○の○○広場としても利用されることになっています。よろしくお願ひします。
議長	最適化推進委員から何かありませんか。
推進委員	特にありませんが、局長からの説明のとおり、4月に農振の除外もされています。
議長	ほかにありませんか。
事務局	さきほど進入口には橋をかけるという説明をしましたが、道路側溝にコンクリートの蓋を設置して進入することになっています。U字溝も大きくないとのことです。訂正をお願いします。
議長	現地で見たときに華奢な側溝だったが、蓋を設置することで大丈夫なのか。車が通行したら大丈夫か、整理されているのか。
事務局	代理人の行政書士に確認したところ、大丈夫との回答を受けてます。6m の範囲に蓋を設置して通行する予定のことです。
議長	小さい側溝なので壊れたりしないか事務局から再度注意してください。 何かありますか。 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	採決されました。 次に議案第 103 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。一括して事務局から説明させます。
事務局	この案件については、本日、差し替え分を配布しておりますので、よろしくお願ひします。期間借地についてシステムでの管理ではないことから、議案資料作成後に昨年夏に申請されていたことがわかり申請地の一部を削除修正するものです。 議案第103号について説明します。説明資料は5頁から16頁で、50件の申請です。15頁の46番から16頁の56番までは、農地中間期管理機構との貸貸借となります。利用権設定の案件は1番から41番までで修正後で35件となり、5頁から8頁は先月で保留の期間借地の案件です。 賃借料にバラツキがあることから保留でしたが、その後確認を行い、10a 当り1万円は七浦干拓での借賃の相場で、耕耘までして返還することです。現物となっているところは代掻きまでして返還することになっています。 9頁の15番と16番は新規の案件です。利用権設定の35件のうち、新規18件、再設定・更新が17件で、うち使用貸借権の設定は3件、賃借権設定は32件です。賃借権のうち現金払いは13件、物納は19件。契約期間は10年が6件、9年6ヶ月が1件、5年が23件、3年が5件です。使用貸借権設定の17番は農業者年金受給ための更新、30番、40番は契約の更新です。14頁の42番から45番はあっせんの案件で、42番、43番は公社から買い手へ、44番、45番は売り手から公社へ所有権移転が行われます。農地中間管理機構との貸借は11件で、契約期間は4年10ヶ月が5件、4年8ヶ月が5件、3年8ヶ月が1件です。案件はすべて新規の賃貸借権の設定で、物納が5件、現金払いは6件です。説明は

	以上です。
議長	議案第103号について説明をさせました。何か意見はありますか。
9番委員	事務的なことで伺いますが、3番は〇〇〇〇さん申出人〇〇さんとなっていますが、〇〇さんはどうされていますか。
事務局	亡くなられています。
9番委員	亡くなられている場合は誰々分という表現にはならないのですか。4番はそのような表現になっている。 もう一つ25番も亡くなっていますか。
事務局	25番の〇〇さんは〇〇町に在住されていて、お母さんからの申出となっています。 3番の〇〇さんは最近亡くなられて管理システムは更新されていないことから、このような表現になっています。
9番委員	わかりました。
議長	ほかにありませんか。
11番委員	31番は新規なのか。
事務局	借り手を変更される申請となっています。
議長	31番の貸し手の方は認定農業者で経営面積の減になるがいいのかということから質問されている。
事務局	認定農業者の申請の際には、作物を果樹に絞って所得の計画されています。
議長	ほかにありませんか。
5番委員	20番と31番、35番の賃借料は何百何円まであるが、どういう根拠か。参考にしたいが。
事務局	20番は1筆で13,000円を10a当りで計算した結果で表示しています。他の2件は前と同じ内容で、31番10a当りでは6,800円、35番は10a当りでは7,600円になります。
議長	ほかにありませんか。
10番委員	20番の小作料は、重ノ木地区でも高いようだが。
事務局	1筆で13,000円となっており、10a当りで計算している。少し高めの額とは思うが。
議長	ほかにありませんか。 ないようですので、採決します。
	(1番委員、2番委員、3番委員、4番委員退席)
議長	議案第103号について賛成の方の挙手を求めます。
	(残り全員挙手)
議長	賛成全員により、議案第103号は採決されました。
	(1番委員、2番委員、3番委員、4番委員入室)
議長	以上を持ちまして、本日提出された議案全部の審議を終わります。
	(午後2時50分終了)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和3年 2月 2日

鹿島市農業委員会

会 長

(印)

3番委員

(印)

4番委員

(印)

事務局長

(印)